

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

岬町淡輪地区の一部地区（淡輪地区C）の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称

岬町淡輪（淡輪地区C）の地籍図及び地籍簿

2. 閲覧期間

令和7年 11月 10日（月）から 20日間
令和7年 11月 29日（土）まで

3. 閲覧場所

たんのわ海浜会館（岬町淡輪4216番地の1）

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

5. 誤り等申し出の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6. 閲覧は、期間中毎日午前9時30分から12時、午後1時から4時まで行うこととする
(ただし、閲覧指定日に限る)

令和7年 11月 7日

岬町長 田代 勇